

青森県環境影響評価技術指針の一部改定（案）の概要

令和 7 年 5 月

青森県環境エネルギー部自然保護課

1 趣 旨

県では、地域の実情に合った環境影響評価制度の運用を行うため、青森県環境影響評価条例（平成11年12月青森県条例第56号。以下「条例」という。）を制定し、環境影響評価法（平成 9 年法律第81号。以下「法」という。）の対象とならない規模・種類の事業に関する環境影響評価手続等を定め、法と一体的に環境影響評価制度を運用しています。

条例では、これまで太陽光発電事業を「工場又は事業場の用に供する土地の造成の事業」として取り扱ってきたところですが、本年 3 月に青森県環境影響評価条例施行規則（平成12年 6 月青森県規則第163号）の一部を改正し、太陽電池発電所を条例の対象事業として明示したところです。

今般、当該事業に係る環境影響評価を適切に行うため、青森県環境影響評価技術指針^{*}（平成 28 年 3 月青森県告示第 212 号。以下「技術指針」という。）の一部改定を行うものです。

^{*}青森県環境影響評価技術指針：対象事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針並びに事後調査に関する事項を定めたもの

2 改定案の概要

国の「発電所アセス省令^{*}」を踏まえ、太陽電池発電事業に係る環境影響評価を行うために必要な事項を次のとおり技術指針に追加します。

- 別表第 1（対象事業・影響要因関連表）の備考 2（5）発電所の設置及び変更」に「太陽電池発電所」に係る一般的な事業の内容を追加する。
- 別表第 2（影響要因・環境要素関連表）の環境要素の区分「土壌環境・その他の環境」に「反射光」を追加し、事業の実施により影響を受けるおそれがある環境要素に「○」を追加する。また、備考に「反射光」の説明を加える。
- 別表第 3（参考手法）に、「参考項目」に「反射光」に係る調査及び予測の手法を追加し、備考に「反射光」の説明を加える。

^{*}発電所アセス省令：発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成10年通商産業省令第54号）

3 今後の予定

施行：令和 7 年 7 月 1 日